

令和7年度

第22期第5回内水面漁場管理委員会
議事録

令和7年6月20日
三重県内水面漁場管理委員会

日時 令和7年6月20日(金) 午前10時から11時56分まで

場所 内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 議案1 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について
(青蓮寺川香落漁業協同組合)
- 2 議案2 コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について
- 3 報告事項1 全国内水面漁場管理委員会連合会令和7年度通常総会について
- 4 その他
 - (1) 第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について
 - (2) 次回の委員会日程等について

出席委員

大瀬公司 勝木 祥文 垣外 昇 中本 恵二 井上 亜貴
金岩 稔 大野 研 三谷 伸也 栗田 潤
(※斜体字 Web 出席)

欠席委員

西根 麻里

事務局

事務局長 小林 智彦
主幹 中西 健五
主査 葛西 学

行政

水産振興課
(養殖振興班)
係長 永田 健

水産資源管理課
(漁業調整班)
課長補佐兼班長 西窪 大輔
主査 林 茂幸

傍聴者

なし

計 15名

○大瀬会長

ただ今から第22期第5回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、委員総数10名中、欠席は西根委員で、出席委員がWeb参加の三谷委員を含め9名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づき、議事録署名者として、井上委員、栗田委員にお願いします。

本日傍聴人は、お見えになりません。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案1「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料1の1-1ページをご覧ください。

議案1につきましては、令和7年5月19日付け、農林水第24-4050号で三重県知事から諮問書が提出されています。

内容は、知事に対し青蓮寺川香落漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（林主査）

青蓮寺川香落漁業協同組合の遊漁規則の変更について、1-1ページが諮問書で1-2ページの変更の概要と1-3ページ、1-4ページの新旧対照表を併せてご覧ください。

まず変更の概要ですが、(1)新規遊漁者の確保を目的に、あゆの漁具・漁法にサビキ釣りを新たに設け、遊漁料を日券2,000円と定めます。サビキ釣りは琵琶湖等でも行われていると聞いています。

次に概要の(2)あゆの漁具・漁法のうち刺網・投網・ヒッカケについて、現在の解禁日から使える年券と網解禁一週間後からの日券を廃止し、解禁日より10日間に限り、各個人が指定された区域で、遊漁が可能で、数量限定で販売予定の特別解禁16,000円と解禁日から10日経過後から禁止区域を除いて区域指定がなく、遊漁が可能な一般解禁の年券20,000円と日券3,000円を設けます。理由は、こちらの漁協はあゆの遊漁可能な区域が短い河川であることから、トラブルにつながる解禁直後の混雑を避けるためと聞いています。

また、今回の変更に伴い、刺網・投網・ヒッカケについて、現在は採捕補助者を1,000円としていましたが、遊漁券購入者と区別ができないため、採捕補助者を削除します。次に1-2ページの概要の(4)から説明いたします。新旧対照表は1-4ページとなります。

遊漁料の納付方法にオンラインシステムを追加して、遊漁者の利便性向上を図ります。これにあわせて（3）こい・にじますの竿釣りの遊漁料は漁場監視員に納付できる旨の記載について、内容はそのままに遊漁規則の第7条第1項から第2項に書き換え、先ほどのオンラインシステムとあわせて、納付先について遊漁者がわかりやすい記載とします。

最後に（5）字句の修正です。1—4ページの新旧対照表の下から2行目には遊漁料納付先の名称表示を変更します。

ご審議をいただくポイントは、漁法の追加や種別分けが遊漁者を不当に制限するものではないか。また、遊漁料が種苗放流や見回り等に係る費用に比べ妥当であるかです。これについては、資料には添付しておりませんが、こちらの漁協の組合員と遊漁者で、釣りや網等に使う漁法で金額に差異はありません。また、遊漁料が種苗放流と増殖経費や見回りなどの漁場管理費などと比較して妥当な額であることも確認しております。

1—5ページと1—6ページは、県への変更認可申請書と理由書の写しになります。

説明は以上です。ご審議についてよろしくお願ひいたします。

○大瀬会長

それでは、ただいま説明のありました議案1について、ご審議をお願いします。
何かご意見はございませんか。

○金岩委員

行使規則も改定されるのですか。

○水産資源管理課（林主査）

行使規則と遊漁規則の内容はほぼ同じで、金額、漁法とも全く同じです。

○金岩委員

そうすると行使規則もこのサビキ釣りが追加されるのですか。

○水産資源管理課（林主査）

組合員も行使規則ではなく、この遊漁規則の中で運用されていると聞いています。

○金岩委員

明文化された行使規則はないということですか。

審議内容の1つとして、組合員と遊漁者の公平性という点ですので、行使規則と矛盾がないかを比較するべきと思います。

○水産資源管理課（林主査）

今、手元にありませんので、事務局を通じて回答させていただきます。

○金岩委員

組合員の行使料もこれと全く同じであれば、日券しか使わない組合員もいるということ

ですか。

○水産資源管理課（林主査）

竿釣り年券大人10,000円と遊漁者はありますが、これに相当する分を組合員は賦課金として納付されていると聞いています。

○金岩委員

それだったら竿釣りしかできないということですか。そうすると組合員のメリットは何なのでしょうか。

○勝木会長職務代理者

私も実は青蓮寺川香落漁協の組合員であった時期もありました。以前は、刺し網や投網に関しましては、組合員にしかできないというメリットがあったと記憶しています。

○金岩委員

わかりました。このサビキ釣は、割と琵琶湖で行われていて、稚鮎を釣る釣りだと思いますが、青蓮寺川はそれほど大きな川と認識していないのですが、そこで琵琶湖の稚鮎釣りみたいな釣り方がそれほど需要があるものですかね。

○水産資源管理課（林主査）

青蓮寺川香落漁協には、ダム湖の青蓮寺湖の上流にあゆ釣りができる河川があり、ダム湖との間に堰堤のようなものがあります。実際あゆは河川では縄張りを作らなくて最後下ってくるあゆが、堰堤がある河川の下流側に溜まり、それをサビキで釣ると十分楽しめるため、今回遊漁規則に入れたいということです。漁期の最後の方で行うと聞いています。

○金岩委員

名張川の遡上あゆでなく、青蓮寺湖の湖産あゆなんですか。天然あゆとしては名張川から青蓮寺湖の上にはいかないのですか。

○勝木会長職務代理者

いかないです。

○金岩委員

青蓮寺湖の湖産あゆと放流あゆに対して、この漁法でという形ですか。釣り方もですが、メリット、デメリットもよくわからない。三重県の他の漁協で見たことないので。

○大瀬会長

サビキというのは小さいあゆを釣るという感じで、落ちあゆを釣る。釣れるというのがよく理解できないけど。その川によって違うのかも。

○井上委員

私もそう思います。

○水産資源管理課（林主査）

こちらの河川は、ダム上流に長さが4kmくらいしかないと聞いています。他の河川に比べて非常に短く、あゆの成長もあまり良くなくて、大きくなっていないのではないかと思います。通常皆さんのが友釣りで狙う一般河川のあゆと比べると成長が悪く、小さめのまま下ってくるのかもわかりません。

○金岩委員

わかりました。あまりよくわかつていなかった漁法でしたので。基本的に遊漁料は、その資源に対するインパクトに応じて設定するべきだと思います。遊漁料が竿釣りよりも安いというのは、竿釣りよりも釣れないということですか。

○水産資源管理課（林主査）

今回新たに網の区間を設けますが、更にその期間が終わってからの最後の方と聞いています。

○金岩委員

竿釣りよりは資源に対するインパクトは低いと考えて良いということですか。

○水産資源管理課（林主査）

それで日券でということです。

○金岩委員

日券の比較ですが、竿釣りが3,000円に対してこちらが2,000円と1,000円安いですね。もし同様のインパクトを与えると考えるのであれば、同じ金額にするべきではと考えますが。最後の方といつても産卵親魚ですよね。逆に言うと、インパクトは高いのではないかとも思えますが。特にダム湖で産卵しているのであれば、産卵直前のあゆになるのではないかですか。そうすると少なくとも同じ金額でも良いのではないかと思いますが、なぜ安くなっているのですか。そのあたりの妥当性はどのように判断したのですか。

○水産資源管理課（林主査）

漁期最後に下ってきてダムの堰堤で滞留してしまう最後のあゆを獲ると聞いていますので、滞留するあゆのためダム湖まで戻らないと思っています。

○金岩委員

琵琶湖では、支流の河口部で産卵しますよね。だからそれが産卵親魚ではないということにはならないと思います。琵琶湖でも稚鮎は多くが支流での産卵もあると認識しています。琵琶湖に戻って産卵するというのは、琵琶湖、ダム湖の水深はかなり深いのでそこで

産卵すると思えないのですが。

○栗田委員

親魚を獲る方がインパクトが大きいと思いますが、なぜ安くなっているのでしょうか。

○大瀬会長

サビキ釣りは、組合員しかしないでしよう。組合員の特権的な部分もあるのでは。

○金岩委員

でも遊漁規則ですから。

○大瀬会長

そうやって落ちあゆで獲る遊漁者はいない。よほど好きな人でないと。宮川の下流の度会橋でもガリするのは組合員だけ。いつも思うのは、遊漁者は大切ですが、漁協は組合員が出資して設立したものですので、やはり組合員が一番ですよ。

○金岩委員

もちろんそうだと思います。宮川漁協では、ガリ釣りに厳しい規則があります。この範囲はやってはいけないという産卵親魚を守るためのルールを根拠としていて、本当に産卵親魚に対するインパクトは十分に考えられているのかなと。例えば産卵場所は避けますという付帯規則があって、組合員はその場所をよく知っているからできるというのであれば会長が言われるとおり組合員のメリットとしてやるのは良いと思いますが。

○大瀬会長

これ初めて論議するもので、金岩委員が言わされたことを網羅して出してきたものではなく、そのへんは技術的なものもあり、漁協もそこまで考えていないと思います。

○金岩委員

そうですね。今後問題が出たときに改正していただいたら良いので、そういったところの付加情報を求めるようなことを漁協に出すようなかたちでしていただけたらと思います。

○勝木会長職務代理者

サビキ釣りは、おそらく三重県ではあまりやっていないと思います。琵琶湖では遡上してくる小あゆ釣りというのがあるのですが、これは後半ですからもう少し大きなあゆになるという気はします。

近辺でサビキ釣りをしているのは、琵琶湖以外にないのではないか。やはりそれに対する影響力がどれくらいあるかというのは非常にはかりにくいところもあるのですが。

○大瀬会長

若いあゆは確かに釣れますぐ、落ちあゆみたいなのが釣れるというのはあまり聞かない。

○勝木会長職務代理者

そういう釣りは可能であると私は聞いています。それが良いか悪いかでなくて、三重県の河川全体に及ぼす影響を考えると慎重になる。

○金岩委員

そういうのを含めると金額がなぜ安いのかも少し疑問ですね。

○栗田委員

友釣りよりもあまり釣れないのでその分安いということでは。

○金岩委員

今のお話だとわりと釣れるということ、かつ終盤であれば産卵親魚に対するインパクトも強いのではないかと。遊漁のできる期間で考えるのではなく、資源のインパクトで金額を考えていただきたいというのは、この委員会として言うべきかなと思います。期間が短いから安くしているのかなと想像しますが、資源に対するインパクトはそんなに低くはないかなと。もう少し漁協として、終盤になればなるほど資源へのインパクトは大きくなる可能性があるというとも考慮した上で考えていただきたいと思いますが。

○大瀬会長

水産資源管理課から話を聞いて、問題があればまた見直しをしていただくということでお願いします。

○水産資源管理課（林主査）

はい、わかりました。

○大瀬会長

ほかにご意見ございませんか。

意見がないようでしたら、議案1につきましては、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

(異議なし)

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案1については、適切であると認めその旨答申いたします。

続きまして、議案2「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2をご用意ください。

2-5ページに委員会指示についての説明資料があります。根拠法令である漁業法第120条において「海区漁業調整委員会は水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」と定められています。2-6ページと2-7ページに漁業法の抜粋があり、第120条の主語が海区漁業調整委員会となっていますが、2-7ページの第171条第4項により「海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。」となっています。

今回これらの規定に基づき、「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示」を発動することについてご審議をお願いするものです。

コイヘルペスウイルス病とは、マゴイとニシキゴイだけに発生する病気で、コイ以外の魚や人には感染しません。現在、本病に有効な治療法はなく死亡率が高い病気です。

2-3ページをご覧ください。平成15年11月に出された、水産庁の通知に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延防止の一環として、三重県内水面漁場管理委員会では平成16年度から継続して委員会指示を出し、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面、すなわち県内の河川等において、コイの持ち出し、放流等について制限しています。

発生状況について報告します。2-4ページをご覧ください。こちらは水産庁のホームページの資料となっています。平成15年から年毎の発生件数が書かれておりまして、最新年度である令和6年は月別に表示されています。令和6年は全国で23件発生しています。三重県内では、平成16年5月以降確認されており、近年では、令和4年、令和元年など、散発的に発生する年もあり、まん延防止のため、委員会指示が引き続き必要ではないかと考えられます。

委員会指示の内容について説明します。2-2ページをご覧ください。これは、現在発動中の委員会指示の内容です。昨年6月の委員会において委員会指示の更新について可決され、令和7年7月8日までの委員会指示を発動しています。指示の内容は、(1)持ち出しの制限、(2)放流等の制限となっています。

続いて2-1ページをご覧ください。これは今年度の委員会指示案です。三重県内水面漁場管理委員会告示第3号、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいいます。以下同じ。）の持ち出し、放流等について、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示します。令和7年7月1日会長名、指示の内容といたしましては、(1)持ち出しの制限 コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（ただし奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（名張川及び熊野川の一部）を除く。）から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。ただし公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。(2)放流等の制限 ア 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。(ア)コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。(イ)コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介して

の接点がないこと。（ウ）P C R（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。2 指示の期間は、令和7年7月9日から令和8年7月8日までです。

現在発動されている指示からの変更は、アンダーラインの部分で、告示番号、告示日、会長名、指示の期間でそれ以外の変更はありません。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

はいありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました議案2について、ご審議をお願いします。

何かご意見はございませんか。

○金岩委員

コイの目標増殖量が定められている漁協も放流はしなくても良いという扱いですよね。

○事務局（葛西主査）

目標増殖量としてコイの数量を定めている漁協もありますが、この委員会指示により放流については自粛していただくよう一文を入れて通知しています。

○金岩委員

去年の5月に県立高校で稲の雑草防除のために除草剤を使わず、コイ稚魚を一万匹放流したというニュースを見たのですが、この指示との関係性など事務局は、把握されていますか。

○事務局（葛西主査）

事務局としては把握していません。

○栗田委員

この委員会指示は漁協だけが対象ですか。

○事務局（葛西主査）

資料2－5ページに、指示は関係者に対してとあり、関係者とは、漁業者、遊漁者、特定人、一般不特定人です。

○井上委員

コイは、生きるのですかね。

○金岩委員

たぶん生きると思いますけどね。ニュースでは詳しく書かれていなくて、ただニュースが流れると放流して良いのだという理解が広まってしまいかねないので、こういう活動を

するのであれば、指示に従って行われていますということも併せて示さないと誤解を生むと思います。

○事務局（葛西主査）

県及び市町の教育委員会を通じて指示の周知はさせてはいただいているところですが、この県立高校へ確認をさせていただき、次回の委員会で報告をさせていただきます。

○栗田委員

2点お伺いします。例えば人工種苗で検査もして、陰性のコイを買って放流しているのが実際にありますか。もう1点は、放流を再開してほしいという要望があるかどうかお聞きしたいのですが。

○水産振興課（永田係長）

1点目について、問い合わせは稀にあります。積極的放流というよりは、学校の池にいるコイに餌をやるのが大変なので川に逃がして良いかという問い合わせには、この指示の説明をするとやめておくという感じです。

漁協からは、検査して条件を満たせば放流できるという話をするとお金がかかるなら無理かなということが多いです。また、放流を再開してほしいという要望も聞いていません。

○事務局（葛西主査）

当委員会としましては、農林水産省への要望事項として、資料3の3-26ページのとおり、魚病対策の2つ目の要望項目に「K H V病発生から20年が経過しています。これまで蓄積された知見を踏まえ、放流・持ち出しの制限を解除するための基準、またはその進捗を国は速やかに示してください。」とあげています。先日の全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会で決議され、7月1日に大瀬会長にも出席していただき農林水産庁他、中央省庁へ要望書を提出してきます。

○栗田委員

全国的に要望はあがっているのですね。わかりました。

○大瀬会長

ほかにご意見はございませんか。ないようでしたら、先ほどの県立高校の件については、事務局で確認をしていただいて、次回に報告をお願いします。

議案2につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案2「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する

委員会指示について」は、原案どおり可決し、告示いたします。

続きまして、報告事項1「全国内水面漁場管理委員会連合会令和7年度通常総会について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

令和7年5月30日（金）に東京都千代田区で開催されました「全国内水面漁場管理委員会連合会令和7年度通常総会」について報告します。

資料3をご用意ください。3-1ページの出席者名簿にあるとおり、本委員会からは大瀬会長に出席していただきました。

3-3ページからが議案書で3-4ページが目次、3-5ページが総会次第です。

3-6ページ、3-7ページの被表彰者名簿のとおり、今回は京都府の1名が連合会から表彰を受けました。

3-8ページから第1号議案「令和6年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について」で3-9ページから3-12ページまで令和6年度に実施した会議等の概要となっています。3-13ページが令和6年度の収支決算書案、3-14ページが剰余金処分案で、19,477,734円を令和7年度へ繰越すとなっています。なお、3-50ページに「監事の意見書」があり、代表監事から内容は適正であると認めるとの報告がありました。

3-15ページから第2号議案「令和7年度事業計画案及び収支予算案について」です。

3-16ページから事業計画案の概要で、3-18ページに事業予定一覧表があります。10月～11月に中日本ブロック協議会が大阪府で開催されます。またこのあと説明させていただきます第4号議案に関連しますが、今年度から2年間、大瀬会長が連合会副会長理事を務められますので、7月1日に中央省庁提案行動、8月に第1回漁場管理対策検討会、令和8年3月表彰選考委員会、第2回漁場管理対策検討会及び役員会へ出席される予定です。

3-19ページが令和7年度収支予算書案となっています。

3-20ページから第3号議案「令和7年度提案書案について」です。

3-22ページの提案書をご覧ください。前書きの内容で昨年度からの修正箇所として、前段3行を追記、下から2行目に重点的に検討していただく項目を重点項目として整理しています。昨年度に本委員会から素案に対する意見を提出した箇所について説明します。

3-25ページの「鳥類による食害対策」1（重点）の中段「カワウの個体数の調整・管理を行い、より実効性のある」とあるところが素案では、解りにくい表現であったため、他県からも意見があり修正されました。

3-26ページの「魚病対策」1（重点項目）アユの冷水病対策等についての後段は、一昨年ですが本委員会からの意見により、追記されています。

3-29ページの「河川湖沼環境の保全及び啓発」の6番、河川部分が本委員会からの「漁業協同組合等の視点から濁度と漁業被害の関係性に触れたらどうか。」との意見により追記されています。

3-35ページから第4号議案「次期役員及び事務局案について」です。

3-36ページと3-37ページに根拠規定等があり、連合会会則第7条各項で「会長1名と副会長3名を置く。任期は4年」となっています。令和6年度までの会長は中日本ブロックの新潟県と滋賀県が2年ずつ努めました。今年度令和7年度からは西日本ブロックか

ら鹿児島県が会長を2年間努め、後期2年は現在未定となっています。

3-38ページと3-39ページをご覧ください。会長ブロックは西日本ブロックですので、中日本ブロックからは大瀬会長が副会長理事を務めることになり、議案2でも触れましたが提案行動や表彰選考委員と漁場管理対策検討会委員として各種委員会等へ出席いたしたことになります。

以上、第1号議案から第4号議案までは、審議の結果、すべて承認されました。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

ただいまの説明のありましたことについて、ご意見はございませんか。

ないようですので、その他（1）「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小林事務局長）

過去の委員会で、令和7年度の目標増殖量の協議及び審議等において、「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」のご意見等をいただきました。

一部の漁協からも意見書が提出されましたが、令和7年度目標増殖量については、最終的には現行の取扱方針により算出した数量で決定されています。

今回その取扱方針等の課題と思われるところを整理しましたものが資料4-1ページの一覧表になります。

それでは、「あゆ」の場合について説明をさせていただきます。

まず1の「平瀬及び早瀬の面積からあゆの生息可能尾数を求める」というところでは、既存の平瀬及び早瀬の面積が気候変動や河川工事等で変化しているので、再調査が必要という意見がありました。再調査は予算の確保が必要になってきますが、前回の委員会でも触れましたが、三重河川国道事務所が管理する河川については、河川水辺の国勢調査で早瀬の面積のデータも取り寄せることが可能であることを確認しています。ただ国管理の河川のみで、漁業権に必要な箇所をすべて網羅できていないところが問題です。

2-1は、「放流時の生息可能量を求める」ということで定数をかけています。4-5ページの2の括弧書きに記載がありますが、現行では天然遡上の量が不明で考慮していない。天然遡上を控除する必要が課題としてはありますが、それには調査の予算確保が必要です。

次の段階の4-1ページ、2-2で「増殖調整係数をかける」規定があります。遊漁料収入の直近3年平均値と増殖費用の直近3年平均値からAの10段階の表で増殖調整係数を求めています。これについては、平均する年数、現行の3年を5年又は7年に入ったり、最大と最小を除いて平均する5中3、7中5とすることが考えられる対応になると思います。また、費用については科目の見直しが必要になってくるのではないかと思われます。

増殖調整係数について、現行は10段階の係数を0.05ずつの増加となっていますが、低いランクの階層からひとつ上がったときの影響が大きいとのご意見がありました。それについて、4-2ページに増殖調整係数の見直しということで、増える割合を一定にすると、右側にある増加率を29%平均にしていくと、定率増の考え方で階層間の影響を一定にした数値になります。あゆについては、以上のような課題出しを行いました。

あゆ以外につきましては、4－1ページの表の後段になります。「①実放流量経費直近3年平均（a）を求める」は、3年の平均値をとっていますのでこちらも5年又は7年にするとか5中3か7中5にする等の対応が考えられます。

②「経常収入額（b）直近3年の平均を求める」も平均する年数と増殖する費用の科目を検討することが考えられます。

③「標準放流事業費（c）を求める」で、経常的収入（b）に0.5を掛けていますがこの数字が現状妥当な考え方かどうかについて検討が必要です。

④は基準放流事業費を求めており、放流経費の3年平均と経常収入の1/2の低い方を選択し、⑤では③同様に定数0.6をかけていますが、これが妥当かを検討することが必要であると考えています。

資料の説明については、以上になります。

○大瀬会長

それでは、その他（1）「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」、ただいま事務局から説明のありましたことについて、ご意見をいただきたいと思います。

○大野委員

前回の委員会で国土地理院にデータがあるのではないかと言いましたので確認しましたが、河川のデータはないということでした。あと新しい衛星「だいち」4号ALOS-4が2024年の7月に打ち上げられましたが解析は相当大変のようです。

○金岩委員

この目標増殖量の算出の問題点としては、天然遡上の話がないこと。天然遡上がどれくらいで生息可能尾数がこれだけだから、天然でこれだけ補っていけるから放流はこれくらいやりましょうというのがひとつ。もうひとつは、遊漁の漁獲でどれだけ減っているかという観点。その実状を収入で一応換算しようとはしていますが、実際の漁獲量はどれだけなのかというところもないです。

本来であれば生息量と死亡量で考えないといけないのですが、残念ながらそれを満たすものにはなっていないのでそこまで考えて大きな改正をするかというのが問題点としてあると思います。天然遡上量がどれくらいあるかという調査はやるべきだと思います。毎年の漁業権河川の天然遡上量がどれくらいで、今年は多いのか少ないのかという情報は入れるべきだと思います。それにはいろいろな方法があって、親魚の降下量で調べるもの、早い時期での海のなかにいる稚魚量で推定するもの、河口での遡上量から調べるものなどがあります。目標増殖量を決定するタイミングもありますので、どの段階のデータが使えるのかは三重県の実状と併せて考えればと思いますが、海にいる稚魚量には具体的な方法がいくつかありますから海産のあゆに関しては調べられるのではないかと思います。それでまず天然側が今年不調か好調かというのを全体の係数のところに入れていくくらいはやっても良いのではないかと思っています。

また、生息可能尾数ですが10年に一度の漁業権の更新の機会に見直すべきだと思います。以前は水量が多く、あゆが多くいたのに今は少なくなっていると思いますので、漁業

権行使者に対する最低限の情報開示になりますから生息尾数把握のルールを作っていただきたい。

増殖調整係数については、この最大値 0.5 の意図するところは、半分ほどは生息可能尾数を放流によって担保するべきだということだと思います。でもその部分を明文化しておかないと状況が変わった時この 0.5 が変更できるのかがわからない。実状で考えたら、毎年の経営状況で変えなくとも定率で 0.1 にしても良いのではないかと思います。今の増殖調整係数の基本というのは、増殖費用と遊漁料収入の比率になっているわけですね。頑張って遊漁者を入れようと努力すればするだけ目標増殖量が増えてしまう状況で、現在の県の内水面漁業の実状とは剥離していると思います。それだったらルールも簡単に生息可能量の 10%くらいを担保しておけば、必ずしもこの生息可能量全部埋める必要はなく、そういうことも考えた上での検討をしなければいけないかと思います。

○勝木会長職務代理者

金岩委員が言われたように努力すればするほど、増殖量が増えていくというジレンマを私たちも感じています。とにかく天然遡上を増やすための放流というのに注力しているのですが、天然遡上も多いと漁期も長くすることができる。でも調査されていませんので明確な数字がなく、私たちには調査する力がないので、県で調査していただくという部分が大事だと思います。

やはりその努力とともに、徐々に放流費用を減らしていきたいと考えますがそれが許されない現状にあります。要するに収入が増えれば増えるほど放流も増やしていくかなければならないという矛盾がでてきて、増殖すればするほど漁協は窮地に陥っていきます。

この計算式は、経費が非常に少なく見積もられている。増殖費用の科目の見直しをやっていただかないと、例えば市から補助金や協力金が増えれば、増殖量も増えていく。そういうような矛盾を解消していただきたい。やはり努力した分に報われるような改革をしていただければ、漁協はより活性化していくと思います。

○事務局（小林事務局長）

いただいた意見を検討して、次回お示ししたいと思います。

○金岩委員

個体群維持のためには、増殖をしなければならないという主旨に基づく目標増殖量です。あゆに関して現状をいうと天然の遡上のあるところでは、放流しなかったからといって絶滅はしないと思います。その中でどのレベルを目指すかという目標、そこに存在するあゆ個体が最低限なくならないこととするのか、最大の漁獲が維持できるようなレベルを目標とするのか、それともそれよりも更に多くて、ある程度余裕を持たすような形までを目指すのか。現在はどちらかといえば余裕を持たず目標に近い形になっていると思います。最大で生息可能数の 0.5 が掛けられているというのは、割と多いところを目標としていますよね。経済的余裕があるところはそれを目指してどんどん放流してもらったら良いですが、最低限これだけはやりなさいっていうレベルですから、目標としてそもそも高すぎるのはないかと思います。

だから最低限やるところはもう少し下げるといいのかなと。そうすることによって、漁協経営が維持できて川の環境も維持できるのであれば、県の利益にもなるだろうし、漁業法の理念的にも漁業なくすことが目的ではなく、小さいながらでも継続的に続けてほしいという目標のためにやっているものですから。これによって漁協が潰れてしまうとなれば本末転倒だと思います。もちろん資源が維持された上で漁協が維持される、漁民も維持するというのが漁業法の目標ですから目標増殖量は、低いレベルでもこれだけ維持しておけば個体は維持できますよというところを目標にすべきではないかなと。そういうコンセプトのもとに、改定したら良いと思います。目標増殖量よりたくさん放流したらいけないっていうルールではないですから。これは最低限レベルなはずですよ。具体的にいうとこの0.5は、もっと低い値0.1でも良いのではないかと思います。そうすれば、年の変動はほとんどなくなるわけですし、どちらかというと、生息可能尾数が変わった時にそれは変わる値であって、その方が妥当なのではないかと思います。

○垣外委員

例えば、増殖を維持していこうと思うと0.1でもいいわけですよね。

○金岩委員

一般的な個体群の維持、一番簡単なプロダクションモデルで考えたら0.5が環境収容力の最大になる部分ですので。環境収容力の10%で多くの生き物は維持できると思います。

○大野委員

遊漁料収入ですが、獲られるあゆの数に比例しているという前提ですか。

○金岩委員

そうです。水産業維持のためには、経済的な概念も入れなければいけないと私は理解しています。つまり漁協の経営状況というのは、漁協の維持性みたいなものの指標にもなるからそれが低いところは目標増殖量も低く、漁協の経営状況がある一定のレベルであるならばMSYレベルの0.5を目指す。それを担保せよという話なのかなと思っています。

○垣外委員

現場としては、0.1にしてその数字をクリアしたところで経営的に根本的な解決にはならない。増殖量が減ったらそれでは遊漁者も来ませんし、遊漁料も上がらないし、余計に厳しくなって組合員から責められたりします。

○栗田委員

目標値より高いのは漁協の自由ですか。

○金岩委員

放流量を減らしたい人がいた時に、目標がここだからこれだけはやらなくてはいけないですよという説明がしやすいですが、それが低くなるとその説明ができなくなり負の連鎖

が起るかもしれません。例えば河川状況に合わせてこの 0.5 という数字を生息調査や遡上量調査に従って変えるという案もありますけど、それは明文化したルールを作らないといけません。

○勝木会長職務代理者

でも最低限天然遡上量をプラス要因として考えていただかないと放流量が延々と増えていくわけですよね。

○金岩委員

いや 0.5 で止まります。

○勝木会長職務代理者

今回も何度も計算してみてもおっしゃるとおり目標増殖量が下がりませんでした。常に私たちは天然遡上量を意識しながら放流しているのですが、そこを考慮していただければと思います。

あともうひとつは河川によっていろんな状況がありますよね。釣れている川と釣れていない川は何が違うのだと。もちろん同じところから購入したあゆを一斉に入れるのであればそれはそれで、ひとつの結果かもしれないけれど、水質や水位も違うし、状況も違うわけですからその辺もう少しこだわってみないと。増えないあゆを 1 トン入れようが 2 トン入れようが結果的に一緒じゃないかと。うちの川はおかげでそれなりの結果が出ていますが、そういう情報の中でこれは非常に微妙な話ですが私はどこを推薦できるのか。種苗の購入先についてどこが良い結果が出ていないかというようなことが見えてくると思います。ただ単に数増やせばという考え方はいかがなものかなというのが疑問です。いくら入れても結果が出ないところは現実にあるわけで、そこを根本的に考え直した方が良いのではという意見です。

○栗田委員

基本的には放流しなくとも、環境整備で資源量が上がればいいわけですから。

科学的にこういう環境整備をしたらこうなりましたというのがないとなかなか換算化できないというのがあるので、やはり遡上量調査等をやらざるを得ないのかなと。

○大野委員

漁業者の収入を最大にするという意味では、天然遡上量が増えたら、漁協収入は増えるはずですよね。

○金岩委員

遊漁者はほとんど来てなくて、組合員の行使料だけでやっているところもありますし、遊漁者がメインという河川もあります。なので、漁獲量調査もやらないといけないのですが、かなり困難ですよね。できないことはないのですが相当費用がかかります。

○大瀬会長

今はプロがいなくて基本的にアマチュアだからそんなこと出来ないです。プロがいれば毎日その川で獲れるか獲れないかわかるけど、うちの川でもいないからわからない。あゆなんて友釣りやったら小さくとも一尾ですからね。なかなか漁獲量というのは難しい。

○金岩委員

漁獲量把握は現状では難しいと思います。天然遡上量調査の予算は、漁協の河川数×3、3日くらい×2人分くらいでおそらく可能です。

○垣外委員

漁協を運営していくための増殖目標でもない。

○金岩委員

増殖目標の基本は、まず資源を維持する。

○垣外委員

漁協がやれば成り立つていいかない。

○金岩委員

漁業法の目標は漁民を維持するというのが二番目にあります。

○垣外委員

漁民ですがあゆを食べないと生活できないわけではありません。養殖もあるし、どんどんまわりが変わっていくのでもっと根本的に小さなエリアで協議しているのではなく、もっと大きな目でみてもらわないと。

○金岩委員

今のご意見には賛同しますが、それは県として観光業であったり、水産業であったりだとか国土交通省の河川管理部門といったところが一堂に会して、どのように河川を今後利用していくのかというようなことを決める場が欠けている。かつ県としての方向性を定めるというところも今見えていない。それをきちんと総括するような場を作つていかないとい、このまま先細りになつていって、多くの漁協が潰れていってしまうと思います。

この委員会は漁業法に従つた形でどのように許可するべきであるかというのを諮問する機関ですから、ここの中できつとそこまでの話はできないと思う。しかし諮問機関ですから、知事に対して内水面漁業を維持するためにはこんなものも必要ですよという意見は言えるかなと思います。つまり県はどうしたいのかというのが実際の現場の方々に見えていないと思います。これから内水面漁業を盛り上げていこうとするのか、現状維持にするのか、このまま消えていっても仕方がないとみるのか、その部分の方針をきちんと示したうえで、少なくとも現状維持、盛り上げて行こうというのであるならば、それに必要な対策なり検討できるような場を作つていただきたい。

○垣外委員

雲出川の場合は、年によって目標増殖量の数値が変わっていますが、その原資のお金がないから結局は釣れない、遊漁者も来ない、少子高齢化で組合員が脱退していくという悪循環。目標増殖量が下がったから目標はクリアして漁業権は確保できますが、現場の運営、収支を考えた時に勝ち組、負け組は一目瞭然です。組合費、賦課金だけで運営しているところは全くだめです。それも流路が長く堰が多くあるので遡上してこない。流路が 100 km もあるようなところでは放流魚がどこへ行くかわからない。ドローンで調査するにしてもお金も人手もなく大変です。

○大瀬会長

他にご意見はございませんか。なかなか難しい問題で、前会長の時の改正においてもかなりの時間がかかりまして、そう簡単にはいかないと思います。今の意見も含めて事務局で検討していただき次回委員会に出してもらえますでしょうか。できるだけ良い方向に進めたいと思います。

続きまして、その他（2）「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

次回は、9月下旬の開催で内容は、令和8年度全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提案項目の協議、令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答の報告、そしていまご意見をいただきました目標増殖量の取扱方針についてを予定しています。

後日メール等でご都合をお伺いしますので、よろしくお願いします。

○大瀬会長

長時間にわたり、ご審議いただきましてありがとうございました。以上で本日の議案審議は終了いたしました。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。